

市川市総合計画審議会 開催スケジュール（案）

■平成 27 年度開催スケジュール（案）

	総合計画関係	まち・ひと・しごと創生総合戦略 関係
第 1 回	平成 27 年 8 月 4 日 ①会長および副会長の互選について ②平成 27 年度の審議会運営について	①まち・ひと・しごと創生法および制度の概要について ②市川市の人口の状況について ③市川市の将来人口に関する市民アンケートについて
第 2 回	平成 27 年 10 月中旬	①人口ビジョン案について
第 3 回	平成 27 年 10 月下旬	①人口ビジョン案について ②総合戦略案について
第 4 回	平成 27 年 11 月下旬 ①第二次実施計画事業の決算報告	①総合戦略案について
第 5 回	平成 28 年 3 月下旬 ①第三次実施計画の策定について（28 年度審議の準備） ②平成 28 年度当初予算の報告	①人口ビジョン・総合戦略について

■平成 28 年度開催スケジュール（案）

	総合計画関係	まち・ひと・しごと創生総合戦略 関係
3～4 回 程 度 を 予 定	①第二次総合計画の評価 ②第三次実施計画の策定 ③当初予算・決算報告等	①総合戦略の進行管理

(参考) 市川市総合計画について

総合計画は、社会経済情勢の変化や人口の見通し、市民意識などを踏まえた長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の将来目標となるものです。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

(1) 基本構想 (概ね 25 年)

基本構想は、平成 13 年から 37 年 (概ね 25 年間) を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」をまちづくりの基本理念のもと、目指すべき将来都市像として、『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を目指すべき将来都市像としています。

(2) 基本計画 (第二次基本計画・10 年)

基本計画は、基本構想に定められた将来都市像を実現するための市の施策を定めたものです。第二次基本計画は、文化、環境、教育など 10 の視点を意識した施策展開により『安心で 快適な 活力のある まちへ』を平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間のまちづくりの目標を定めています。

(3) 実施計画 (第二次実施計画・3 年)

基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めたものです。

○計画期間は、平成 26 年度 (2014) ~ 28 年度 (2016) の 3 年間

○基本計画の体系をもとに、少子高齢化・生産年齢人口の減少、美しい景観と都市の魅力向上を踏まえた 79 事業を位置付け

○実施計画事業ごとの達成度を図るため、数値目標等を設定

